

内閣府独立行政法人評価委員会  
国民生活センター分科会  
第35回議事録

消費者庁地方協力課

第35回内閣府独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会  
議事次第

日時：平成25年3月12日（火）14:00～14:54

場所：消費者庁記者会見室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 第3期中期目標（案）について
- (2) 各事業年度の業務の実績に関する評価基準について
- (3) 平成24事業年度業務実績項目別評価表（案）及び総合評価表（案）について
- (4) 中期目標期間の業務実績に関する評価表（案）について
- (5) その他

3. 閉 会

○山本分科会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「内閣府独立行政法人評価委員会第35回国民生活センター分科会」を開催いたします。

本日の分科会は、3名御出席ということで、定足数の要件を満たしておりますので、有効に成立していることを確認させていただきます。

まず事務局から、本日の配付資料について説明をお願いいたします。

○和智永課長補佐 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元にごございます分科会の議事次第の下に、

資料1 独立行政法人国民生活センター第3期中期計画（案）

資料2 独立行政法人国民生活センター第3期中期目標・第3期中期計画（案）・第2期中期計画 比較表・別紙

資料3 独立行政法人国民生活センターの各事業年度の業務の実績に関する評価基準

資料4 独立行政法人国民生活センター平成24事業年度業務実績項目別評価表（案）

資料5 独立行政法人国民生活センターの平成24事業年度における業務実績の総合評価表（案）

資料6 独立行政法人国民生活センターの中期目標期間の業務実績に関する評価表（平成20～24年度）（案）

資料7 内閣府独立行政法人評価委員会及び分科会の開催予定（案）

不足等がございましたら、お申しつけください。

○山本分科会長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初の議題となっております第3期中期計画（案）ですが、独立行政法人通則法第30条におきまして、法人は主務大臣から中期目標の指示を受けたときは、同目標に基づき、同目標を達成するための計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないものとされております。また、主務大臣は、中期計画の認可に当たり、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。

この意見聴取につきましては、親委員会の議決事項となっておりますけれども、中期目標と同様、まずは分科会において前倒し的な審議をした結果を親委員会に報告し、そこで親委員会の御判断をいただく形にしたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

まず、国民生活センターから、中期計画（案）につきまして御説明をお願いいたします。

○野々山理事長 国民生活センター理事長の野々山でございます。

本日は、中期計画を御説明申し上げる機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。これまで継続して議論されてきました当センターの在り方について、一言御報告をしておきたいと思っております。

昨年末の政権交代を受け、就任されました森消費者担当大臣の判断によりまして、平成25年度中の当センターの国への移行は見送られております。引き続き、検討を重ねていくことになっております。

これを受けまして、今週の3月14日木曜日から、消費者行政の体制整備のための意見交換会が継続して開催されることになっております。この意見交換会は、松本恒雄一橋大学大学院法学研究科教授と石戸谷豊弁護士に毎回出席いただくとともに、消費者担当大臣自らがさまざまな立場の有識者と意見交換を行うこととされており、この夏に中間整理を出すことになっております。

このような当センターにかかわるさまざまな状況も踏まえつつ、消費者庁の中期目標に沿った中期計画をこのたび作成したところであります。

なお、本計画には、昨年成立いたしました消費者教育の推進に関する法律に関する新たな取組や、昨年発足しております事故調査機関である消費者安全調査委員会に対する協力も盛り込まれております。

具体的な内容につきましては、引き続き、古畑理事から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○古畑理事 それでは、第3期中期計画（案）について御説明をさせていただきます。

お手元のA4横の資料2をご覧くださいと思います。国民生活センターの新中期計画（案）でございます。第2期の中期計画と庁よりお示しいただいた第3期中期目標が並列してご覧いただける資料となっております。

2ページに「基本方針」とございますが、消費者基本法の規定にのっとりまして、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、消費者問題に関する中核的な機関として積極的な役割を果たすとしております。

以下、本文でございますが、右の欄の現行中期計画と比較いたしまして、変更しました点を中心に御説明申し上げます。

まず、業務の効率化目標についてです。3ページになります。

(1) 一般管理費及び業務経費ですが、現中期計画と同様に、毎年度一般管理費は前年度比3%と業務経費は1%以上の削減を行うものでございます。

借上宿舍制度につきましては、平成25年9月末までに激変緩和措置を終了し、住居手当に全面的に移行することにしております。これは昨年11月に既に労使合意をしております。

(2) 人件費につきましては、中期目標に基づき、政府による総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すとともに、更なる効率化や人員配置の適正化などを実施することとしております。

また、PIO-NETの刷新に伴い、関連する業務の必要性、効率性の検討を行い、PIO-NET関連業務にかかわる総人件費の更なる削減について、平成27年度の年度計画において具体的削減にかかわる措置を行うこととしております。

(3) 給与水準につきましては、ラスパイレス指数、地域・学歴勘案の指数を100.0とするとともに、昇格・昇給体系も含め、給与体系を見直すこととしております。

(4) 随意契約の適正化を推進するため、見直し計画に基づく取組を着実に実施するというものでございます。

5 ページでございます。

(5) 保有資産の有効活用です。

まず、相模原事務所については、研修施設の活用方法等を含め、在り方を検討いたします。

東京事務所は、遅くとも同事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付することとしております。

さらに政独委の「勧告の方向性」の指摘を踏まえ、相模原事務所の在り方の検討及び東京事務所の国庫納付に当たり、商品テストの今後の在り方に関する検討も踏まえつつ、最も効率的・効果的な業務運営が可能な体制とするよう検討することとしております。

(6) 自己収入の拡大・経費の削減は、新設の項目でございます。

出版物の販売、研修受講料等について、受益者負担が適正かどうかを検証し、必要に応じ見直す。また、研修事業について、地方公共団体との共催を図るなど効率化が見込まれる方法を検討し、経費を節減することとしております。

2. は、各業務別に見ました業務の質の向上に関する目標についてでございます。

6 ページでございます。

(1) 消費生活情報の収集・分析・提供でございます。

①PIO-NET の刷新では、まず中期目標に基づき、PIO-NET について消費者庁の「PIO-NET 刷新に関する検討会」中間報告を踏まえまして、相談現場において「記録する道具」から「消費生活相談を受けながら相談処理に役立つ道具」へ転換するため、平成 27 年 3 月末までに業務改善及びシステム改修を行うことと計画しております。

刷新に当たっては、消費者庁とともに、地方公共団体の理解と協力を得て、仮登録の運用システムを導入させていただき、刷新後における相談受付から PIO-NET に登録されるまでの平均日数を 10 日以内に短縮することを目指します。

また、当センター受付分については 5 日以内としております。これらの登録日数の短縮につきましては、政独委の「勧告の方向性」の指摘を踏まえたものです。

キーワードの抜本的な整理を行った上で、逆引き辞書を作成するとともに、マニュアルの全面的な見直しを行うこととしております。

7 ページでございます。

②「早期警戒指標」の活用ですが、現中期計画では、平成 20 年度に開発し運用しているところですが、現中期計画に引き続き活用を図っていくところです。

③事故情報データベースの活用につきましても、現中期計画に引き続き活用を図っているところです。インターネットの活用等による広範囲の消費者情報の収集については、消費者庁の方針を踏まえ、その実現を図ることとしております。

8 ページでございます。

④調査研究ですが、PIO-NET 情報等の活用や海外の消費者行政等の動向について情報収集を通じた調査研究を実施することとしております。

(2) 国民への情報提供の強化です。

①報道機関等を通じた情報提供ですが、現中期計画と同様、年間 50 件以上の情報提供を行うとともに、事業者名公表を積極的に行うこととしております。

②その他の媒体による情報提供ですが、「国民生活」については、従前「イ．出版物」の項目にございましたが、ウェブ化に伴い「ア．ホームページ」の項目に移動しております。

「ウ．高齢者や障害者等への情報提供」については、現中期計画に引き続き実施するところです。

10 ページでございます。

③「消費者トラブルメール箱」の運用です。中期目標の内容に合わせて、掲載場所を変更しております。

(3) 苦情相談の充実・強化でございます。

「ア．経由相談」については、チーム制を敷くとともに、弁護士・専門技術者等専門家の活用により経由相談の解決能力の向上を図るとしております。

また、消費生活センター等において対応困難な分野に関する苦情相談や全国的に共通性のある苦情相談については、消費生活センターと共同して、又は移送を受け、事業者との交渉を行い、相談の統一的な処理に取り組むことといたしております。

11 ページでございます。

一方「イ．『消費者ホットライン』を活用した地方支援」ですが、従前の直接相談が平成 22 年度末に廃止され、現在、消費者ホットラインを活用した地方支援として、平日バックアップ相談及び土日祝日相談を実施していることから、現状に合わせた計画内容を記載しております。

②個人情報の取扱いに関する苦情相談です。個人情報に関する苦情相談について、平成 16 年 4 月に閣議決定された基本方針に基づき、苦情相談機能を発揮し、また、センター及び各種相談機関に蓄積された個人情報に関する苦情相談の事例を集約・分析し、現在の事例集等の改訂・追補等を行うこととしております。

(4) 裁判外紛争解決手続の実施です。

現中期計画から引き続き、裁判外紛争解決手続を実施するとともに、手続期間につきましては、センター法施行規則に掲げられた 4 カ月の目標を追記しております。

12 ページでございます。

(5) 関係機関との連携です。

①消費者庁等につきましては、消費者事故等の通知、財産事案・生命身体事案にかかわる情報共有会議等を通じ、消費者庁と緊密な情報共有を図ることとしております。

また、公共料金に関して受け付けた意見・相談内容についても取りまとめを行い、消費者庁へ報告することとしております。

②消費生活センターにつきましては、各センターとの業務連絡等を迅速に行うため、

PIO-NET 業務のサポート用電子掲示板（消費者行政フォーラム）を活用し、「PIO-NET つうしん」を掲載いたします。

また、「消費生活相談緊急情報」、いわゆるマル急情報と言われているものでございますが、これを月2回以上発行いたします。さらに「製品関連事故情報」につきましても、毎月発行する予定にしております。

③国の行政機関につきましては、中期目標に合わせた記載となっておりますが、内容は現中期計画と同様でございます。

④独立行政法人との連携につきましても、現中期計画と同様でございます。

⑤消費者団体については、中期目標を受けて、適格消費者団体における PIO-NET の利用について、関係者との調整を踏まえ、具体化を進めるほか、消費者団体への情報提供を積極的に行うこととしております。

14 ページでございます。

(6) 関係行政機関に対する改善要望ですが、こちらも新設の項目です。

改善要望は国センの重要な機能ですが、消費生活相談情報の収集・分析結果等を基に、関係行政機関等に対し制度等に関する改善要望を積極的に行うこととしております。

(7) 研修の充実でございます。

①地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化ですが、現中期計画に引き続き重点を置くとともに、地方公共団体のニーズに積極的に応じてその充実を図ることとしております。

また、現中期計画では、9割以上との目標値を設定しておりましたが、消費者教育の推進に関する研修についても新たな重要課題となったことより、これらの研修のコース数を適切に配分できるよう、従来のように何%、何割などの目標値は設定しませんでした。

2 ポツ目ですが、研修の実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮し、地方都市においても実施するとともに、インターネット等を活用した遠隔研修を推進することとしております。

3 ポツ目ですが、受講者に対するアンケート調査等については、これまでどおり実施するということでございます。

15 ページでございます。

②消費者行政に関する国家公務員向けの研修の実施について検討を行うことを、今中期計画より追加の記載をしております。

③消費生活専門相談員資格認定制度については、現中期計画に引き続き実施することとしております。

④市場化テストの実施では、消費者・企業向け研修について、市場化テストを導入することといたしております。

(8) 商品テストの強化でございます。

①生活実態に即した商品テストの実施ということで、注意喚起のための商品テストを積

極的に実施し情報提供するとともに、地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テストについては、原則として全てに対応することとしております。

また、昨年10月に発足した消費者安全調査委員会を含む消費者庁からの求めに応じて必要な協力を行うこととしております。

②商品テストの効率的な実施ですが、現中期計画同様、他の関係機関との連携を強化し、各機関が保有する専門的な知見等を活用するとともに、定型的な規格・基準に基づくテストや専門性の高いテストなどについては、他の試験研究機関等へ外部化を図ることといたしております。

17 ページでございます。

③商品テスト実施機関の情報収集・提供ということで、他のテスト実施機関がどのようなテストを行っているかについて情報を収集いたしまして、毎年度ホームページを通じて情報提供することにいたしております。

2つ目のポツでは、地方公共団体等に対しては、新たなデータベースを構築するなど、情報提供に係る手段を検討・実施することにより、中核的機関としての役割を積極的に果たすこととしております。

(9) 震災からの復興に向けた取組ですが、中期目標に基づき、震災に関連する消費生活情報の積極的な提供等を実施することとしております。

(10) 消費者教育の推進につきましては、昨年成立した消費者教育推進法で明記された当センターの役割を果たすべく、研修、情報収集・提供、相談実例の活用等の実施について記載しております。

具体的には①高齢者、障害者等への支援を行う民生委員等が地域で消費者教育を広げていくことができるよう、消費生活相談員等を対象として、民生委員等への研修を行う講師を養成するとともに、情報提供を行う。

2つ目に、PIO-NET 情報等の収集・分析を通じ、消費生活相談実例等を消費者教育に関する研修・普及啓発等に活用する。

3つ目に、消費者教育に関する専門的知識を習得させるために相談員への研修を実施する。

4つ目に、消費者教育に関する先進的な取組に関する情報等を収集し、ホームページ等を通じて提供することとしております。

19 ページでございます。

(11) 地方公共団体に対する支援です。

①では都道府県による巡回訪問を支援するとともに、②ではPIO-NET の追加配備について記載してございます。

(12) 中核機関としての役割強化です。

現中期計画から記載場所が変更しております。

3. は、予算等についてです。

先ほど御説明いたしました効率化目標に基づいて収入、支出額を算出いたしましたして、5年間の累計額を掲載したものでございます。これは資料2の別紙です。説明は省略させていただきます。

なお、毎年の運営費交付金額の算定につきましては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で厳格に行うものとしております。

20 ページでございます。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画では、東京事務所の国庫納付に関する記載を再掲しております。

「8. その他業務運営に関する事項」でございます。

21 ページ、(2) 人事に関する計画では、地方公共団体との人事交流や消費者団体での実務体験などを通じ、センター職員に多方面の業務を経験させることにより、職員の専門性の更なる向上を図ることとしております。

(4) 積立金の処分に関する事項では、先月の評価委員会にて御審議いただきました内容を踏まえ、記載しております。

22 ページでございます。

(5) 情報セキュリティ対策では、政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図ることとしております。

(6) 事業の審査及び評価では、外部評価の仕組みについて検討し、導入するとしております。

(7) 国際協力については、海外の研修生の受入れ、海外への講師派遣に積極的に対応することとしております。

(8) 内部統制の充実・強化は、政独委の「勧告の方向性」の指摘も踏まえ、更に充実・強化を図ることとしております。

(9) 情報公開は、記載場所の変更でございます。

説明は以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がございましたらお出しいただきたいと思います。

大河内委員、お願いします。

○大河内委員 13 ページの「⑤消費者団体」のところなのですが、適格消費者団体との関係で「具体化を進めるほか、消費者団体への情報提供を」という文章なのですが、意味が違うということではなく、分けて、適格消費者団体における関係の具体化を進めるというところで1回切って、そのほかの消費者団体への情報提供も積極的に行うとしていただけるとわかりやすいというか、大体、適格消費者団体と普通の消費者団体の違いも何もほとんど知られていないので、分けていただけるとありがたいかと思ったのが1つ。

もう一つは質問なのですが、18 ページ「高齢者、障害者等への支援を行う民生委

員等」となっているのですが、民生委員さんはわかりますが「等」の中身、どのような方を具体的に想定されているか、あれば教えていただければと思います。

○山本分科会長 お答えをお願いします。

○古畑理事 13ページの御指摘につきましては、評価項目を2つに分けて、2つのポツにしたほうが適正であるという御指摘ですか。

○大河内委員 項目を分けるというよりは、文言を分けていただきたいのです。

○古畑理事 それでは、記載ぶりはそのように訂正いたします。

それから、18ページの「民生委員等」のところですが、具体的には社会福祉主事であったり、介護福祉士などが考えられるのではないかと思います。

○大河内委員 わかりました。

○山本分科会長 よろしゅうございますでしょうか。

前者の点は、まだお一人の委員から意見が出た段階ですから、この後の審議で決まることです。ただし、私も個人的には、先ほど大河内委員の言われたように文章を分けたほうがわかりやすいと思います。後者の点については、御質問についてお答えいただいてありがとうございました。

ほかに何か御意見、御質問はございますか。

そうしましたら、私のほうから少し聞かせていただきたいのですが、まず冒頭、理事長から、最近の動きについて御紹介があり、こうした動きも踏まえて、この中期計画（案）を策定されたという御説明がございました。どの辺りが踏まえられているのか、もう少し具体的に御説明いただけたらと思います。

それから、動きの中には3月14日にスタートする予定の会合も含まれていましたが、その内容は現時点では踏まえようがないわけですね。だから、いろいろな動きを踏まえてというのは、政権交代とか、森大臣の方針というのを踏まえられたということかと思いますが、どの辺が関係しているという御説明があったらありがたいかと思います。

○野々山理事長 具体的にどうこうではなくて、やはり来年の1月1日に統合するという前提でこれまで検討してきました。要は、短期的なものとしてある意味検討してきたものを、かなり長期的な見通しの中で考えていくというところが一番大きいところだと思います。

○山本分科会長 中期目標が3年だったのが5年になったということ、前回審議いただいたわけですね。ですから、目標のほうでそのように変わっているので計画もそれに対応したという趣旨に受け止めてよろしいですね。

○野々山理事長 はい。

○山本分科会長 わかりました。

それでは、少し細かい点なのですが、3ページにPIO-NET関係の総人件費の削減とか効率化の話が（2）の2つ目のポツに出てくるかと思っています。ここの記載で中期目標は「年度計画に措置を記載する」という表現になっており、中期計画の方は似ているようですが

「年度計画において措置を講ずる」と記述されております。そのような記載と、6ページを拝見いたしますと「①PIO-NETの刷新」の最初のポツでは「平成27年3月末までに改善、改修を行う」という記載があります。この書きぶりの相違は何か意味があると受け止めてよろしいでしょうか。特に目標と計画で文言が変えられている。それから、計画の中で2つの書きぶりがあるということについて何か意味があるようであれば、御説明をいただきたいと思えます。

○古畑理事 お答えします。

3ページの御指摘のところと、6ページの御指摘のところというのは、表と裏の関係でございまして、平成27年度にPIO-NETを刷新するわけございまして、新しく作られるPIO-NETというのは、25年度から検討に入っていく、その成果物に基づき、27年度にそのような具体的な削減にかかわる措置を年度計画に落とし込んで作り上げていくという意味でございまして。

○山本分科会長 そうすると、ここは目標と同じ意味なのですね。計画に記載するというのは、すなわち平成27年に計画を実施するという意味で「記載する」と書いている。

ここは言葉がいろいろ出てくるので、わかりにくいですね。もちろん目標自体の表現がわかりやすいかということはありませんけれども、中期計画でもまた表現を変えておられるでしょう。それは具体的にわかりやすく「実施」という意味で「措置を講ずる」と書かれたということによろしいのですか。

○古畑理事 もちろん実施をするということございまして、それについていわゆる執行側として柔軟性を持たせることも含め「業務の必要性、効率性の検討を行い」という文言を挿入させていただき、中期計画といたしました。

○野々山理事長 若干つけ加えますと、中期目標では「記載する」と書いてあるわけです。記載するだけではなく、実際に行うということも中期計画では書いたということでもあります。

○山本分科会長 そうですね。だから、より踏み込んで、中期計画では中期目標をより具体的に明らかにしているという関係に立つのですね。わかりました。

それから、12ページであります。ここも細かい話になってしまうのですが、やはり私たちが見た場合に、目標を具体的に計画にすることなので、同じ文言であれば問題がないだろうし、記載が変えられていても、前の項目でございましたように、より踏み込んで、より具体的に書いてあるということであれば、全く問題ないと考えられるわけですが、12ページのところでは、目標のほうはPIO-NET情報の分析結果、それから被害事例等について消費者庁と情報共有するという記載になっていきますけれども、中期計画のほうですとPIO-NETと事例等を取りまとめた結果について共有するという記載ぶりになっています。

だから、この関係が、目標は分析結果、被害事例そのものを共有すると書いてあるように見えるのに、中期計画は取りまとめたところだけ共有しますと書いてあるようなので、これは同じことなのか違うことなのか。むしろ、目標はそう書いてあるけれども、取りま

とめのところで共有すればいいという意図があるのかどうか。それとも、書きぶりの違いはそんなに意味がないのかどうか。ないのであれば、中期目標と同じような書きぶりにしたほうがわかりやすいのではないかと思います。あえて変えると、そういう疑問が生じるということ考えたのです。

同じように、22 ページで外部評価を導入するとあって、こちらについては必要性の高い事業から導入するというので、これはよく理解できるのです。あらゆる事業について、全部外部評価を導入するという事は、中期目標でもそう意図しているのではないのだろう。ただし、中期目標は言葉足らずなので、中期計画では現実的に必要性の高い事業からと記載するというのはわかるのです。だけれども、こちらの12 ページのほうは何でわざわざこのように書きかえたのかというところが読んでよくわからなかったところなので、質問させていただきたいです。

○古畑理事 22 ページの御指摘はありがとうございます。そのとおりでございます。

12 ページにつきましては、特定の裏の意図があるということではございませんで、右の現行の中期計画の文言を落とし込んできたということでございます。

○山本分科会長 そうであれば、「取りまとめた結果」という表現を、まとめの要約版だけという誤解を生まないように修文したほうがよろしいかと思います。それは文言だけの問題ですけれども、そのように感じました。

その他の点については、中期目標をしっかり中期計画に落とし込んでいただいていると思いますので、これで結構かと思いました。私の意見として申し述べておきたいと思いません。

ほかに委員の皆様から御意見等ございますか。

それでは、特にございませんようでしたら、全体の枠組み等については、特段修正すべきという御意見はなかったと思いますけれども、先ほど大河内委員から提起された13 ページの消費者団体の項目については、適格消費者団体へのPIO-NETの利用と消費者団体への情報提供を2つの文章に分けて記載することと、今の12 ページのところですね。もうちょっと目標に近いような形で少し文言を調整する。

15 日が本委員会で時間があまりないのですけれども、その点の修正をして、その他については、分科会としては原案どおり了承ということにさせていただきたいと思いません。

あと、その2点については、迅速に修文することにつきまして、私のほうに委員の皆様から御一任いただければ、その御趣旨を踏まえて修文したいと思いますが、そういう運びでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、次の議題でございます。

資料3の各事業年度の業務の実績に関する評価基準ということで、これは例年、これま

で同じような基準でやってきているものでありますけれども、一応、前年度の評価結果等を踏まえ、必要に応じて見直すこととされておりますので、何かここは改めたほうがよいという御意見がありましたらお申し出いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

これは夏の作業の基準ということですが、その前に今回の分科会でその基準を決めたいということでもあります。

特にそのような御意見はございませんでしょうか。

では、特段御意見がないということでもありますので、これは資料3の原案どおり、基準につきましては承認されたこととして、今後の作業を進めさせていただきたいと思っております。

次に、議題3でございます。平成24事業年度業務実績項目別評価表（案）及び総合評価表（案）につきましては、お諮り申し上げたいと思っております。

まず、事務局から御説明をお願いします。

○村松課長 資料4をご覧ください。こちらは24年度の業務実績項目別評価表（案）ということがございますので、24年度の年度計画におきまして、追加ですとか、変更がありました評価項目を主に御説明したいと思います。

2列目の赤書きのところがございます。

まず、1の（1）の2つ目「借上げ宿舎制度については、平成23年末、国家公務員宿舎についての削減計画が取りまとめられ、更なる削減努力を行うこととなったこと等を踏まえ、平成24年度中に運用の見直しを検討する」という項目をつけ加えてございます。

こちらにつきましては、指標としては検討状況、評価基準としましては独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。

位置づけにつきましては、具体的な検討状況を記入ということにいたしたいと考えております。

（2）人件費でございます。

「総人件費については、『公務員の給与改訂に関する取扱いについて』（平成23年10月28日閣議決定）の趣旨を踏まえた人件費の見直しを行う」ということでございます。

こちらにつきましては、23年度から表現は変更してございますが、項目の中身につきましては実質的な変更はございませんでしたので、指標につきましては従来どおりとしてございます。

（5）保有資産の有効活用でございます。

「公共サービス改革基本方針」に基づき、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び「独立行政法人の精度及び組織の見直しの基本方針」における「組織の見直し」の結論を踏まえ、検討するという項目でございます。

指標につきましては、検討状況。

評価基準につきましては、独法からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。実績につきましては、具体的な検討状況を記入するとしてございます。

続きまして、研修施設として廃止した相模原事務所の今後の在り方につきましては、基本

方針等を踏まえて検討するという項目でございます。

指標としましては、相模原事務所の在り方の検討状況。

実績としましては、具体的な相模原事務所の在り方の検討状況を記入することにいたしたいと考えております。

2 ページでございます。

続きまして、東京事務所の関係でございます。こちらについても、動向の事務・事業の見直しの基本方針等に基づき、国庫納付後における新たな東京事務所の在り方につきまして、「基本方針」における「組織の見直し」の結論を踏まえ検討するという項目になってございます。

指標につきましては、東京事務所の在り方の検討状況。

実績につきましては、具体的な東京事務所の在り方の検討状況を記入ということにいたしたいと考えております。

2. の(1)の①PIO-NETの関係でございます。

平成 22 年度より運用を開始しました新 PIO-NET の安定的な稼動を図るとともに、苦情相談の受付から PIO-NET 登録までの期間のさらなる短縮等を図るため、「PIO-NET 刷新に関する検討会」での議論を踏まえ、PIO-NET システムに関する刷新の基本方針を策定するという項目でございます。

指標としましては、PIO-NET システムに関する刷新の基本方針の策定状況。

評価基準は、独法からの説明を受けて、協議により判定する。

実績につきましては、具体的な策定状況の記入としてございます。

PIO-NET の 2 つ目、平成 19 年度策定の PIO-NET 最適化計画で目標とされました事項が、PIO-NET2010 で達成されているかにつきまして「PIO-NET 刷新に関する検討会」における議論を踏まえ検証するという項目でございます。

指標としましては、検討状況について、独法からの説明を受けまして判定するというところで、実績につきましては、具体的な検討状況を記入としてございます。

PIO-NET の 3 つ目、「PIO-NET 刷新に関する検討会」での議論及び最新の検索技術等についての調査・研究結果を踏まえつつ、テキストマイニング等の次期システムへの採用について検討するという項目でございます。

こちら指標は検討状況ということで、独法からの説明を受けまして、協議によって判定するというところで、実績につきましても、具体的な検討状況を記入しているところでございます。

3 ページ、中ほどより下「イ. 出版物」でございます。

消費者問題の専門情報として WEB 版「国民生活」のコンテンツを作成し、定期的にホームページへ掲載するとともに、同コンテンツの簡易冊子を関係各所に配布するという項目でございます。

指標としましては、ホームページへの掲載状況及び関係各所への配布状況。

評価基準としましては、同じく独法からの説明を受けて、協議により判定ということで、実績につきましても、具体的な発行状況及び検討状況を記入としたいと考えております。

その下でございますが、WEB版「国民生活」について、内容の充足と満足度の向上を図るため、読者等へのアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るということでございます。

こちらにつきましては、23年度の年度計画からは、「月刊国民生活」がWEB版に変わったただけでございますので、指標等につきましては、同じ指標でいかがかと考えております。

5ページ「(6)研修の充実」のところでございます。

相模原事務所が研修施設として廃止されたことを踏まえ、外部施設における研修の適切な実施を図るという項目でございます。

指標としましては、外部施設における研修の実施状況。

評価基準としては、独法からの説明を受けまして、協議により判定。

実績につきましては、具体的な実施状況を記入としたいと考えております。

6ページ「③消費者・企業向け研修への市場化テスト導入」でございます。

「公共サービス改革基本方針」に基づき、独法の事務・事業の見直しの基本方針等における「組織の見直し」の結論を踏まえて検討するという項目でございます。

こちらにつきましては、指標としましては、検討状況。

評価基準としましては、独法から説明を受け、協議により判定。

実績としましては、具体的な検討状況を記入ということにしております。

最後が7ページでございます。

「5. 不要財産の処分に関する計画」がございます。こちらは23年度ではございましたけれども、24年度ではございませんので、こちらは空欄ということになろうかと思っております。

以上が御説明でございます。よろしく願いいたします。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

23事業年度と変わったところを中心に御説明いただきました。評価項目、指標、評価基準等につきましてご覧いただき、何か御質問、御意見があったらお出してください。

それから、事務局から説明は省略されましたけれども、資料5の総合評価表は昨年度と全く同じで、「24」という数字が変わっただけですね。

○村松課長 一応「I. 項目別評価の総括」の項目につきまして、23年度の年度計画に合わせまして、項目立てを変更してございます。それ以外は、全て従来どおりでございます。

失礼いたしました。

○山本分科会長 ということでありますので、あわせて御意見、御質問があったらお願いしたいと思います。

特に御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、特段修正すべきとの御意見はないものと思っておりますので、原案どおりでよろしいのではないかとというのが分科会での審議内容であったということを15日の評価委員会

に御報告して、御判断をいただきたいと考えます。

それでは、議題4に移らせていただきます。

中期目標期間の業務実績に関する評価表（案）につきまして、お諮りいたします。事務局から説明をお願いいたします。

○村松課長 資料6でございます。

昨年8月に20年度から23年度の4年間につきまして、仮評価を行っていただいたところでございますけれども、その際の評価と同じ項目としているところでございますので、5年間につきましても、この項目で評価をお願いできればと考えているところでございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお出しいただきたいと思っております。

特に御意見、御質問等はございませんでしょうか。

そういたしましたら、特段修正すべきとの御意見はないものと思っておりますので、原案どおりでよろしいのではないかとというのが分科会での議論であったということを親委員会に報告し、審議をいただくこととさせていただきたいと思っております。

最後に、議題としては「その他」とお示ししておりますけれども、今後の予定につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○和智永課長補佐 資料7「内閣府独立行政法人評価委員会及び分科会の開催予定（案）」をご覧ください。

本日御議論いただきました中期計画（案）を基にいたしまして、3月15日に評価委員会が開催され、本日御議論いただきました新中期計画案及び資料6にかかわります中期目標期間終了に伴う実績評価の取扱いにつきまして御議論いただく予定となっております。

その後、主務大臣に対し、年度の業務実績報告書等を提出いただきまして、7月、8月を目途に、これは本日の資料4、資料5に相当いたしますが、その評価表をもとに、24年度業務実績のヒアリング、中期目標期間終了時のヒアリング、こちらは資料6ですね。こちらにつきましてヒアリングを行わせていただきまして、24年度業務実績の評価、中期目標期間終了時の評価を行う予定でございます。

それを踏まえまして、その後、また評価委員会で御議論いただくこととなります。

また、11月を目途に26年度の概算要求状況の聴取、また上半期業務執行状況の聴取が行われる予定となっております。

引き続き、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

夏以降も、委員を引き続きなさる方は、ぜひよろしくをお願いいたします。

それと、本日最初の議題で修文意見が出た部分がありましたが、今まで特に中期計画に

ついて修正した例はあまりなかったのではないかと思いますけれども、私としては、本日の原案を親委員会に出して分科会で意見があったと報告するよりは、微修正ですので、やはり直したものを親委員会に出したほうがよろしいかと思いますが、手続的にもそれでよろしいですね。

○和智永課長補佐 修正したものを親委員会に提出するというので、問題ございません。

○山本分科会長 ですから、我々の作業というのは、先ほど申しましたように、そちらからの案について前倒しで意見をまとめて、それで報告するというイメージですけれども、修正の意見が出たときは、修正したものを上げる形にさせていただきます。ほかの北方領土問題対策協会分科会などでもそういうことをやっていますし、そちらのほうがスムーズかと思しますので、事務的にも問題ないですね。

○和智永課長補佐 はい。

○山本分科会長 では、そういう形でやらせていただきます。

以上で本日予定されていた議題は全て終了いたしました。これで本日の分科会を閉会させていただきます。

御審議に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。